

西宮市立中学校部活動指導員の任用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立中学校（以下「中学校」という。）に部活動指導の充実と教職員の負担軽減を図るために、部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員をいう。以下「指導員」という。）の任用等に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年西宮市条例第18号）及び西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（平成31年西宮市規則第84号。以下「規則」という。）の例による。

(職務)

第3条 指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、配置された中学校の校長の監督を受け、技術的な指導に従事するものとする。

2 指導員の職務は、部活動に係る次の各号に掲げるものとする。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 部活動の管理運営（会計管理等）
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間・月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の現場対応

(身分)

第4条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(採用)

第5条 指導員は、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者の中から任命権者が採用する。

(勤務時間)

第6条 指導員の勤務時間は1月40時間とし、その割り振りは任命権者が定める。

2 週の勤務日数は、5日以内とし、勤務を割り振られない日は、勤務を要しない日とする。

3 1日の勤務時間は、西宮市立の学校の管理運営に関する規則（平成19年西宮市教育委員会規則第4号）第7条に定める休業日は4時間以内、それ以外の日は3時間以内とする。ただし、大会や練習試合等による場合は、勤務時間を8時間以内とする。

(休暇)

第7条 年次休暇の付与単位は1日とする。

(報酬等)

第8条 基本報酬は月額50,900円とし、退職時割増報酬及び期末手当は支給しない。

2 再度任用された指導員の基本報酬について、経験年数による加算はしない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指導員の就業に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、決裁日から実施し、第8条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決裁日から実施し、第8条の規定は、令和6年4月1日から適用する。